

平成 29 年 7 月 20 日
資源エネルギー庁

新制度への移行手続完了前の事業計画の変更認定申請及び変更届出について

改正FIT法における事業計画の変更認定申請及び変更届出について、旧制度において認定を取得した事業者は、新制度への移行手続（以下、「みなし認定手続」）完了後に行っていただくよう現在ご案内しております。しかしながら、みなし認定にかかる審査期間が2ヶ月以上かかっており、みなし認定手続が終わらないために、事業者が当該申請及び届出を行いたくてもできないという事態が発生しております。他方、7月6日にパブリックコメントが開始された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」の中で、これまで届出で変更が可能だった事項について、施行以降は変更認定が必要となる事項があり、当該省令の施行より前に、変更届出を行いたい旨のご要望をいただいております。つきましては、事業計画の変更を迅速に行うため、50kW未満の太陽光以外の電源の変更認定申請及び変更届出については以下運用を行うことといたします。なお、50kW未満の太陽光発電設備に関しては、後日お知らせいたします。

1. みなし認定事業者の、事業計画の変更に係る変更認定申請及び変更届出については、みなし認定手続の完了より前に、各地方経済産業局へ提出することができることといたします。ただし、みなし認定手続としての事業計画の提出をしていない事業者に関しては、当該申請及び届出をすることはできません。当該申請及び届出の処理の迅速化を図るため、みなし認定手続として事業計画をすでに提出している事業者は、再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】（以下、「事業計画書」）の写し（WEBでの手続をしている場合、申請情報参照画面の写し）を、当該申請及び届出に添付して下さい。すでに事業計画書を提出済みで、お手元に控えがない場合は、その旨と当該事業計画書を提出した日を文書（様式は問わない）に記入し、添付して下さい。なお、上述した省令により、省令の施行以降に変更届出から変更認定申請への変わる事項については、施行日の前日の開庁時間中に到達したものを、変更届出として受け付けます（変更届出の受理日はみなし認定手続の後になりますが、到達日が当該改正省令の施行日より前であれば、届出として扱います）。

2. 各地方経済産業局は、到達した変更認定申請及び変更届出について、事業計画書の提出が確認できた場合、当該みなし認定手続の進捗に関わらず、変更認定申請については内容の審査を、変更届出については形式要件の確認を行います。当該申請及び届出の内容に不備があった場合は、期限を定めて補正指示を行います。

3. 変更認定申請の内容の審査が終了した案件については、みなし認定手続後、事業者に変更認定の通知を送付します。変更認定日及び変更届出の受理日については、みなし認定手続が完了した日以降となります。